

# MR(麻しん風しん混合)予防接種説明書

## 1 麻しん・風しんの症状について

### ○ 麻しん

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期(潜伏期間)が約10~12日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。症状が出はじめてから3~4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりがけたかと思うと、また39~40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんが出はじめる、その後発しんは全身に広がります。高熱は3~4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

合併症を引き起こすことが30%程度あり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。発生する割合は麻しん患者100人中、中耳炎は約7~9人、肺炎は約6人です。脳炎は約1,000人に1人の割合で発生がみられます。

また、麻しんにかかると数年から10数年経過した後に亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という重い脳炎を発症することがあります。これは、麻しんにかかった者のうち約10万人に1人の割合で見られます。

麻しん(はしか)にかかった人のうち、1,000人に1人程度の割合で死亡することがあります。

### ○ 風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、約14~21日の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる(眼球結膜の充血)などの症状がみられることもあります。子どもの場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向が見られます。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

## 2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けたお子様のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻しんや風しんにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、次のとおりです。

### ① MR(麻しん風しん混合)ワクチンの主な副反応

(麻しんと風しんの予防接種を同時に実施するときに使用、通常、このワクチンを接種します。)

主な副反応は、発熱(接種した者のうち20%程度)や、発しん(接種した者のうち10%程度)、不機嫌、発熱、発疹です。これらの症状は、接種後5~14日後に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状として発しん、じんましん、紅斑、多形紅斑、掻痒(かゆみ)、発熱などがみられることがあります。これらの症状は通常1~3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結(しこり)、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

なお、最新の使用成績調査(第7回定期報告時)によると、1回目接種症例3043例中、接種30日間に1034例の副反応が認められた。主なものとしては、発熱511例(16.8%)、注射部位発赤299例(9.8%)、鼻汁287例(9.4%)、咳嗽217例(7.1%)、発疹178例(5.8%)、注射部位腫脹160例(5.3%)、下痢119例(3.9%)、不機嫌64例(2.1%)であった。

まれに生じる重い副反応としては、【0.1%未満】ショック、アナフィラキシー(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、急性血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、【頻度不明】急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳炎、けいれんがあらわれることがあります。

### ② 麻しんワクチンの主な副反応

(風しんに罹患された又は、風しんワクチンを既に2度接種済の方は、麻しんワクチンを接種することが可能です。)

主な副反応は、接種後5~14日を中心として、1~3日間のだるさ、不機嫌、発熱、発疹があらわれる事がある。特に、7~12日を中心として接種した者のうち約20~30%前後の方に37.5℃以上、数%の方に38.5℃以上の発熱がみられます。また麻しん様の発しん(接種した者のうち約10~20%前後)がみられることがあります。発熱時に咳、鼻汁が出て食欲が減退することもあります。いずれも通常1~3日間で消失する一過性のものです。

また、接種部位に発赤、腫脹、硬結、疼痛等があらわれる事があります。

まれに生じる重い副反応としては、【0.1%未満】ショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)、脳炎・脳症(100~150万人接種当たり1人以下)、急性血小板減少性紫斑病(100万人接種当たり1人程度)、【0.1~5%未満】熱性けいれん、【頻度不明】急性散在性脳脊髄炎(ADEM)があらわれることがあります。

### ③ 風しんワクチンの主な副反応

(麻しんに罹患された又は、麻しんワクチンを既に2度接種済の方は、風しんワクチンを接種することが可能です。)

主な副反応は、発しん、じんましん、紅斑、掻痒(かゆみ)、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが認められています。

稀に生じる重い副反応としては、【0.1%未満】ショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)があり、また、急性血小板減少性紫斑病(100万人接種当たり1人程度)が報告されています。

#### 4 予防接種を受けに行く前に（一般的注意）

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃から保護者の皆さんはお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして何か気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、保護者の皆さんは、以下を注意の上、当日に予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ① 当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、ふだんとかわったところのないことを確認してください。予防接種に連れていく予定をしていますが、体調が悪いと思ったら、かかりつけの医師に相談の上、接種をするかどうか判断しましょう。
  - ② 受ける予定の予防接種について、通知やパンフレットをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
  - ③ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
  - ④ 予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。
  - ⑤ 接種を受けるお子さんの日ごろの健康状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。
- なお、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

#### 5 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます。）をしているお子さん
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。急性で重症な病気で薬をのむ必要のあるような人は、その後の病気の变化もわかりませんので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方。「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合

#### 6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、医療機関（施設）でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡とれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ② 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 当日はげしい運動はさけましょう
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

#### 7 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要な場合、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

○予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等がことなります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 問合せ | 福生市 福祉保健部 健康課 健康管理係（福生市保健センター内）     |
|     | 〒197-0011 福生市福生2125-3 ☎042-552-0061 |

**※最新の情報については、福生市ホームページで随時更新しております。こちらについても是非ご覧ください。**